

保健だより

感染症に罹患した際の提出書類が変更になりましたのでお知らせいたします

これまでも感染症と診断された際は、他のお子様への感染症を防ぐためお休みをさせていただいております。引き続き、お子様の体調を第一に考えるとともに、小さなお子様を含めた集団生活の場であることから、ほかのお子様への感染を極力抑えるためご理解とご協力をお願い致します。

第二種法定伝染病(第三種法定伝染病も一部該当)に罹患した際の再登園につきましては、医師から集団生活に支障がない旨の診断を受け、医師発行の「治癒証明書」または「意見書」を提出のうえ登園をお願い致します。

尚、第三種法定伝染病(下記参照)に罹患した際、または疑わしい症状で病院を受診する際には「登園届」を持参し、医師の診断を受けて下さい。治癒後に再度、園児や保護者の方が医療機関へ行くことへの不安や負担を解消するため、登園の際は下記にある「登園停止期間」を参照に、保護者の方がお子様の健康状態を診て登園の判断をし、「登園届」を提出のうえ再登園をお願い致します。尚、病院の再受診を妨げるものではありませんので、健康状態に不安のある際は医療機関の受診をお願い致します。

つきましては、「登園許可書」から「登園届」へ様式が変更となりましたのでご対応の程宜しくお願い致します。

「登園届」は園のホームページ内保護者専用ページよりダウンロードしてご利用ください。

記

●必要書類

- ・指定感染症(新型コロナウイルス感染症):保健所の指示に従って下さい
- ・インフルエンザ:医師発行のインフルエンザ経過報告書(医療機関発行)
及び医療機関の領収書または薬剤情報提供書
- ・第二種法定伝染病・第三種法定伝染病(一部該当 P.2 参照)
:医師発行の治癒証明または意見書(医療機関発行)
- ・第三種法定伝染病:医師発行の登園届(園ホームページよりダウンロード)

●種別と必要書類

- ・インフルエンザ/経過報告書(医療機関発行)及び領収書または薬剤情報提供書

感染症名	登園停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

■医師発行の治癒証明書または意見書（医療機関発行）

	感染症名	登園停止期間
第二種法定伝染病	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）（アデノウイルス）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により、医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	主な症状が消失し医師が登園可能と認めるまで
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められるまで

■医師発行の登園届（園ホームページよりダウンロード）

	感染症名	登園停止期間
第三種法定伝染病	手足口病 ヘルパンギーナ	解熱後1日以上経過し、発疹がなく、普段通りの食事ができるようになるまで
	溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身状態が良好になるまで
	感染性胃腸炎（ロタ・ノロ・アデノウイルスを含む）	下痢・嘔吐の症状が治まり、普段通りの食事できて、全身状態が良好になるまで
	ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥するまで（または湿潤部位が被覆できる程度のものであれば登園可能）
	伝染性軟属腫（水いぼ）	掻き壊して傷から浸出液が出ている期間（または被覆できる程度のものであれば登園可能）
	頭ジラミ	駆除を開始するまで
	帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで

●登園の際に届けが不要な感染症

- ・伝染性紅斑（りんご病）：紅斑出現時は元気がよければ登園可能
- ・マイコプラズマ感染症：症状が改善し、全身状態のよい者は登園可能
- ・突発性発疹症：解熱後元気であれば登園可能